

JGAP から ASIAGAP 移行時の農場登録料の取扱いについて

JGAP 認証農場が ASIAGAP 認証に移行する場合の農場登録料の取扱いについて下記の通りとする。

記

1. JGAP 更新審査のタイミングで移行する場合（JGAP 認証農場が JGAP 更新審査を受けずに ASIAGAP 初回審査を受ける場合）
通常審査と同様 2 年分の農場登録料の請求とする。
2. JGAP 維持審査のタイミングで移行する場合（JGAP 認証農場が JGAP 維持審査を受けずに ASIAGAP 初回審査を受ける場合）
1 年分の農場登録料の請求とする。但し、審査申込書に JGAP 維持審査のタイミングでの移行であることがわかる表示を行うこと。

以上